

## 介護保険住宅改修費 受領委任払い事業者登録制について

### 1 はじめに

介護保険での住宅改修費の支給は、工事後に被保険者がいったん費用の全額を支払い、区役所から直接助成分の支給を受けるという「償還払い」を原則としています。

墨田区では利用者の負担を軽減する制度として、平成18年度より被保険者が1割または2割・3割の自己負担分のみ支払い、助成分を区役所から直接事業者を支払う「受領委任払い」制度を開始しました。現在、墨田区で受理する申請の大半が受領委任払いとなっています。

この受領委任払い制度利用の更なる促進と、給付の適正化を図るため、また被保険者の事業者選択の一助とするために、平成29年6月1日より受領委任払い事業者登録制を開始いたしました。

償還払いについては従来どおり、登録がない事業者もご利用いただけます。

### 2 登録方法

登録に必要な書類は下記のとおりです。

#### ① 登録届出書（第5号様式）

届出者欄には、印鑑証明書に記載のある法人名を記入してください。実際に住宅改修費受領委任払い申請を行うのが営業所、支店等の場合は、事業所所在地、事業者名欄に記載してください。登録の届け出は営業所、支店ごとに提出してください。

#### ② 確約書（第6号様式）

#### ③ 法人税納税証明書（個人の場合、申告所得税納税証明書）

住所地（納税地）を所轄する税務署に、納税証明書（その3）として、未納の税額がないことの証明を受けたもの。

#### ④ 印鑑証明書

場合により必要な書類

#### ⑤ 使用印鑑届

個別の住宅改修費受領委任払い申請の際に、印鑑登録を受けた実印と異なる印を用いる場合

#### ⑥ 支払金口座振替依頼書（債権者登録用）

今までに受取口座を区に登録したことがない場合

### 3 受領委任払いの利用開始日

提出いただいた書類を審査後、登録決定通知を事業者あてに発送します。事業者が登録通知を受理した日から、受領委任払いがご利用いただけます。

申請を受理してから決定通知が届くまで概ね1週間程度かかります。工事申請が必要な場合は、早めに登録申請を提出してください。

登録の有効期間は3年とし、登録いただいた年度の4月1日から起算し3年後の3月31日までを期限とします。例) 令和2年4月1日登録→令和5年3月31日まで有効

更新の際には別途お知らせいたします。

#### 4 受領委任払い登録事業者一覧の作成について

ご登録いただきました事業者様につきましては、登録届出書に記載いただいた内容を基に、登録事業者一覧を作成し、事業者名・所在地・連絡先を掲載いたします。

登録事業者一覧は、介護保険課にて配布するほか、墨田区ホームページに掲載いたしますのでご承知おきください。

《問い合わせ先》 墨田区介護保険課  
給付・事業者担当  
03-5608-6149 (直通)